清 監 第 42 号 令和 5 年 10 月 26 日

清水町長 関 義弘 様 清水町議会議長 佐野 俊光 様 清水町商工会長 仲田 敏道 様

清水町監査委員 鈴木 清文 同 松浦 俊介

財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、 同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

財政援助団体等の監査結果報告書

第1 監査の概要

監査の対象 1

対象団体 清水町商工会

対象補助金 清水町商工業振興事業費補助金

所管課 產業観光課

2 監査の範囲

令和4年4月1日から令和5年8月31日までの補助金に係る出納及び関連 する事務

監査の実施日 3

令和5年10月17日

4 監査の実施場所

監査委員室(清水町堂庭 210 番地の1) 清水町商工会(清水町卸団地132番地)

監査の方法

町が交付した当該補助金に係る出納、その他の事務の執行状況など、関連資 料の提出を求め、出納関係帳票、その他関係書類との照合等を行ったほか、施 設に出向いて関係者から説明を聴取し、補助金の交付目的が十分に達成されて いるか、交付申請の手続及び会計経理が適正かつ適切に行われているかに主眼 を置き実施した。

6 補助金の概要

(1) 補助金名及び補助金額

清水町商工業振興事業費補助金

令和5年度当初予算額 5,670,000円

(2) 補助の目的

町内における商工業の振興及び発展に資するともに、地域経済の活性化を図るため、商工業振興事業を実施する当該団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものである。

(3) 補助の根拠

清水町商工業振興事業費補助金交付要綱

(4) 補助金の交付実績

令和2年度交付額 6,300,000円

令和3年度交付額 5,670,000円

令和 4 年度交付額 5,6 7 0,0 0 0 円

第2 監査の結果

1 指摘事項

町からの補助金に係る出納、その他関連事務の執行については、補助金の 交付申請書、実績報告書、現金収支関係書類及び各会計帳簿などを確認した結 果、特段の指摘事項は該当なく、事業の目的達成に向け、適切に処理されてい るものと認められた。

なお、所管課及び監査対象団体の事務等において、改善に向けた検討をお 願いしたい軽微な指摘等については次のとおりである。

実績評価を適切に行うことを目的に、当該補助金交付申請書における「事業計画書」に記載の各種事業と、実績報告書における「事業報告書」に記載のそれぞれの事業の実績が対比することができるよう、書類の綴り順や記載方法(内容)について、所管課と協議のうえ対処すること。

2 監査意見

清水町商工会によって、町内の商工業者への経営に関する相談、あるいは指導について、きめ細かく行われていることが把握できた。

全国的に商工業者らは新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を受け、 大きく疲弊しており、当町にあっても例外ではない。

とりわけ中小の商工業者の活性化に向けた取組は、行政当局はもちろん、

清水町商工会にとってもこれまで経験したことのない大きな課題となっている。 そのような中、同感染症や物価高騰への経済対策等において、清水町商工 会が各種の施策、事業の窓口となったことにより、その存在が内外に広く認知 され、結果として会員数が増加しており、令和4年度末の組織率は 61.6%と 全国平均、県平均のいずれも上回っている。

令和4年度からは行政当局からの業務委託により「創業支援窓口運営業務」を新たに請け負い、起業・創業に向けた相談に応じつつ経験を活かしたアドバイスにも努めており、今後、継続してノウハウを蓄積していくことで起業者、創業者にとって頼もしい存在となることが望まれる。

また、行政当局が新たに立ち上げた『清水町産業支援連絡会』に参画される中、行政と金融機関との連携を一層密にしながら、複雑多様化する各種課題に対する支援などが、適切かつ効果的に進められていくよう期待する。

結びに、コロナ禍にあっても中小企業や小規模事業者の健全な発展のため、 組織を挙げて御尽力ただいていることに感謝申し上げるとともに、引き続き商 工業者の育成と地域における商工業の振興にお力添えをいただけるものと期待 する。